

令和3年6月9日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

令和3年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場）の委託
に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

記

- 1 委託事業名 「令和3年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場）」
- 2 業務委託期間 契約締結の日～令和4年3月10日（木）
- 3 主な業務委託内容
 - (1) 公式 SNS 運用（英語・フランス語）
 - (2) 観光プロモーション動画制作および視聴促進
 - (3) 海外オンラインメディアでの広告・記事情報の発信
 - (4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 18,500,000 円（消費税等込み）
- 5 今後のスケジュール（予定）
 - 6月9日（水）：公示・観光機構 HP に掲載
 - 6月16日（水）：企画提案参加表明
 - 6月30日（水）：企画提案の受付・受領
 - 7月上旬：企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結・業務開始

6 その他

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、参加表明締切日から3営業日後（6月21日（月））の15時までメールで受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明をした事業者に対し、速やかに送信します。

<お問い合わせ>

（公社）北海道観光振興機構 誘客推進本部
海外誘客部 担当/水谷
TEL 011-231-6736
E-mail m_mizutani@visithkd.or.jp

以上

「令和3年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場）」に係る 企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により各国との渡航制限が行われ、現状では訪日旅行が見込めない状況であるが、国は「2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等」を目標として掲げ、「真の観光先進国」の実現に向けて着実に施策に取り組むとの方針を堅持している。

北海道においても「将来的な訪日・来道」に繋がる北海道観光の魅力を継続して発信していくことは、新型コロナ収束後のインバウンド観光の回復に向けた来道意欲の喚起を図るうえで重要である。コロナ禍以前の北海道の訪日外国人観光客数は、平成30年度には約312万人となり順調な伸びを示していたものの、その内訳はアジアからの観光客が約90%を占めており、市場を分散し安定的な外国人観光客数の増加を図るとともに、旅行消費額を伸ばすためには、旅行消費額の高い欧州市場からの誘客促進を図ることが重要である。また、長引く新型コロナウイルスの影響によって変化した顧客の価値観や旅行ニーズを的確に捉えた情報発信に取り組む必要がある。本事業はソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画コンテンツ、当機構公式観光ウェブサイト、デジタル広告等のデジタルメディアを戦略的に連携運用し、欧州市場からの観光誘客目的に合致した「質の高い」北海道観光の魅力発信を継続して行うことで、北海道のdestinationとしての認知度を高め、欧州からの外国人観光誘客につなげることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1人以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることが出来る者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限） 18,500,000円（消費税等込み）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～令和4年3月10日（木）

(2) 業務スケジュール：

6月9日（水）：公示・観光機構HPに掲載

6月16日（水）：企画提案参加表明

6月30日（水）：企画提案の受付・受領

7月上旬：企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

令和4年3月10日（木）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(4) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

上記の事業目的を達成するため、欧州市場に対してデジタルメディアを活用した継続的な情報発信を行い、訪日・来道の可能性が高い顧客にリーチし、公式SNSでの囲い込みをはかる。

■対象市場及びターゲット

対象市場	言語	ターゲット世代	ターゲット層	トライブ
イギリス	英語	ミレニアル世代	モダンラグジュアリー層 親日層・訪日旅行検討層	Adventure Travelers(アドベンチャー) Relaxation(リラクゼーション) Foodies(食・グルメ) Local Culture(文化)
フランス	英語・フランス語	ミレニアル世代	モダンラグジュアリー層 親日層・訪日旅行検討層	Foodies(食・グルメ) Green Travelers(自然・エコ) Local Culture(文化)

*ミレニアル世代：1980年代から2000年代初頭までに生まれ、インターネットが普及した

環境で育った最初の世代で、パソコンよりスマホやタブレットを駆使する。

小学生の頃に家族旅行の経験が多く、旅行にはアグレッシブ。LINEで友人と繋がり、

TwitterやFacebookも好む。情報の収集はSNSがトップ。

*モダンラグジュアリー層：ミレニアル世代を中心とする新型ラグジュアリー志向層。新しいことへの

挑戦、自分にとっての意義を重視する特徴を持つ。本物の体験、エコツーリズム、サステナビリティ、

ボランツーリズム、一生に一度の体験などの旅のニーズがある。

(留意事項) 欧州市場の顧客ニーズ/インサイトについては、当機構が令和2年度に実施した下記調査事業の結果（調査報告書）を参考とすること。

- 令和2年度「デジタルマーケティング調査事業、ミレニアル世代(英語圏、中国語圏)」調査報告書
(英語圏：イギリス、アメリカ、オーストラリア、シンガポール)

<https://www.visit-hokkaido.jp/company/material/detail/119>

- 令和2年度「OTAと連携した市場動向把握事業(欧州、アジア英語圏)」調査報告書

(イギリス、フランス)

<https://www.visit-hokkaido.jp/company/material/detail/120>

■デジタルメディアでの情報発信

(1) 公式SNS運用 (英語・フランス語)

【業務内容】 欧州人視点での記事選定・ディレクション、当機構との配信調整

記事制作・配信 (写真素材の調達、取材、記事制作・翻訳、投稿)

投稿後フォロー、コメント回答

カスタマーリーチ拡大施策の企画運用 (広告、KOL活用、facebookグループ連携等)

フォロワー拡大施策、エンゲージメント向上施策の企画運用

モニタリング、データ分析、経過報告、運用改善 (PDCA)

【発信媒体】 facebook、Instagram (英語版、フランス語版ともにアカウントを新設)

【制作言語】 英語、フランス語

【記事選定】 対象市場のターゲット嗜好をリサーチし、受託事業者が投稿コンテンツを選定する。

【記事制作】 原則として英語または日本語で受託事業者が行う (翻訳含む)。

【記事投稿】 原則として英語版、フランス語版ともに、受託事業者が行う。

【投稿回数】 英語版、フランス語版の投稿回数を以下のように定める。

- ・英語版 (facebookおよびInstagram) 各3回以上/週
- ・フランス語版 (facebookおよびInstagram) 各3回以上/週

【モニタリング】

・情報発信 (記事投稿) の結果、リーチ数やエンゲージメント数、ユーザー分析を受託事業者が行い、PDCAをまわしながら運用改善をはかる。

・北海道観光レップ (当機構が英国ロンドンに設置予定) との連携・協働を行う。

【運用期間】 契約締結日～令和4年3月10日 (木)

【留意事項】

- ① 取材撮影を行う場合の掲載可否確認、英語版・フランス語版間の記事内容の調整、当機構との確認・調整は受託事業者が行うこと
- ② 画像については、下記の事項を注意すること
 - ・高画質かつ高精細なクオリティの高い画像を活用すること。
 - ・「日本らしさ」、「北海道らしさ」が表面に出ている画像・映像を活用すること。
 - ・画像点数ならびに購入費用を見積に明示すること (画像を買い取る場合)。
 - ・買い取った画像は、著作権を観光機構所有とすること。
- ③ 訪日旅行再開後に欧州からの誘客ポテンシャルが高い道内 destinations (旅行先) を、ターゲットやトピック、シーズナリティ、来訪価値等に沿って提案すること
対象市場カスタマー/ターゲットが、
 - ・北海道のどこの何に興味を示し、旅行先として北海道を選ぶか
 - ・道内のどこを訪れたら来訪満足度が高くなり、シェアしてくれそうかを考えた上でトピックや画像を選定し、ネイティブ投稿文を制作すること
- ④ 北海道観光に関する全道的な知識を有するスタッフを運用体制に組み入れること
- ⑤ 当機構が運営する欧州市場向けウェブサイト (※注) への誘導・連携をはかること
- ⑥ 掲載記事についてはネイティブチェックを行い、正確かつ自然な表現とすること
- ⑦ 記事投稿 (配信) については、受託決定後、当機構と協議の上、本配信計画を策定し実施すること
- ⑧ 英語版については当機構からも記事制作・投稿を行うため、当機構との調整を行うこと
- ⑨ 新型コロナウイルス感染拡大関連を含む災害時などの突発的な記事投稿への対応や、別途、当機構が優先的に行う投稿がある場合は、観光機構の指示により調整を行うこと

- ⑩ 投稿記事についてのコメントについて、必ず返答を行うこと
- ⑪ イギリス以外の英語圏（アメリカ、オーストラリア等）への波及効果、ヨコ展開を視野に入れた提案を行うこと

注）当機構が運営する欧州市場向けウェブサイト

- 当機構公式観光ウェブサイト 「GoodDay HOKKAIDO～ JAPAN’ S NORTHERN FRONTIER」
<https://en.visit-hokkaido.jp/>
- アドベンチャー・トラベル（AT）、アウトドア関連サイト 「BEST of HOKKAIDO」
<https://best.visit-hokkaido.jp/>

【企画提案事項】

運用体制、写真素材の調達方法、投稿計画案/カレンダー
カスタマーリーチ施策、フォロワー獲得施策、エンゲージメント向上施策
本事業で制作する動画および公式ウェブサイトとの連携施策 等

(2) 観光プロモーション動画の制作および視聴促進

【業務内容】 テーマに基づいた映像コンセプトの設定、構成や編集の企画・立案

映像素材の撮影、編集、その他映像制作にかかる一切の作業

出演者、協力者等への出演・撮影交渉・調整・許可手続き

出演者、協力者等の肖像権、著作権、その他すべての権利に関わる各種調整

映像配信にかかる各種調整 通訳、添乗員の手配（撮影に必要な場合）

撮影に係る宿泊、食事、交通手段等の一切の手配

映像の著作権、2次利用及び再編集等を可能にするための権利等の整理・調整

視聴促進策の企画実施、モニタリング、PDCAによる運用改善

【本数/尺】 2～3分程度の動画1本、30秒程度の短い動画3本以上（左記を編集したものでも可）

【制作言語】 英語、フランス語

【運用期間】 契約締結日～令和4年3月10日（木）

【留意事項】

- ① 北海道の認知度向上や興味喚起に繋がるスポットやテーマを選定すること。
- ② 欧州人目線を持ったスタッフを起用し、欧州人の嗜好を取り入れた内容とすること。
- ③ モデルを起用する場合は日本国内在住者とすること（海外からの招聘は不可）。
- ④ イメージ映像ではなく北海道が旅行先（デスティネーション）として認知・想起される内容とすること。
- ⑤ 制作した動画は当機構公式YouTubeチャンネル（英語：新設）に格納すること。

【企画提案事項】 コンセプト、誘客テーマ、ストーリー

制作体制、制作スケジュール、構成内容時間（尺）、制作本数、言語

制作した動画の視聴促進策

SNS（機構公式を含む）、公式ウェブサイトとの連携施策 等

(3) 海外オンラインメディアでの広告・記事情報の発信

【業務内容】 取材・記事掲載調整、記事掲載の促進（トライブ別）

海外オンラインメディアでの記事・広告掲載に係る発注・調整業務一式

掲載内容の確認、リーチ数、掲載後の反響報告

【制作言語】 英語、フランス語

【展開期間】 契約締結後～令和4年3月10日（木）

【留意事項】

- ① 掲載予定メディア数、掲載する広告および記事のボリューム（ページ数、文字数）、掲載予定時期、言語について明記すること
- ② 提案したウェブサイトの詳細データ（ユーザー数、ユーザー男女別、国別、年齢層、PV数など）を明記すること
- ③ 有料広告を使用する場合は、メディアに支払う広告費（単価・数量等）を明記すること
- ④ 提案したメディアに、SNSソーシャルネットワークサービス（facebook、Instagramなど）がある場合、フォロワー数を明記し、具体的に活用する手法を提案すること

【企画提案事項】

海外対象市場のターゲット世代/ターゲット層に「北海道」を訴求するのに最も効果的な海外オンラインメディアをリサーチし、掲載候補メディア名ならびにメディア概要を提案すること。

■その他（（1）～（3）共通）

- ① 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。
- ② 作成した記事や画像は、機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。
- ③ 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。
 - (ア) 目標（KPI）は下記のとおりとする。
 - アウトプット：リーチ数、動画視聴回数、ウェブサイト誘導数（UU数、PV数）、SNS投稿回数、Like数、フォロワー数、海外オンラインメディアでの広告・記事掲載数、記事掲載の広告換算金額等の目標値を設定すること
 - アウトカム：フォロワー1万人以上（facebook・Instagram、英語版・フランス語版合計）で目標値を設定し、試算の計算式・根拠についても企画提案書に明記すること
 - (イ) Googleアナリティクス等の分析ツールやその他データを基に、アクセス数やエンゲージメント数、ユーザー分析ならびに、潜在旅行客を含めた消費者、マーケットの市場嗜好・動向等を把握・分析し、次年度以降の誘客のターゲティングや適切なコンテンツ等、取組の指針となるような報告書を作成すること。
 - ・上記アクセス解析に活用する分析ツールのID及びパスワードを観光機構に報告し共有を行うこと。
 - ・年次報告書はA4版（縦）・日本語で2部提出し、データでも納品すること。
 - (ウ) 分析結果はTableauに取り込めるデータで納品すること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和3年6月16日（水） 午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
（担当/水谷） E-mail：m_mizutani@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

なお、企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) 事業実績報告

会社等の業務内容の他、訪日外国人観光プロモーション事業の受託実績（観光機構事業の実績を含む）について、過去2年分を記載すること。SNS運用、観光プロモーション動画制作、北海道での受託・運用実績があればできるだけ具体的に記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

- ① 観光プロモーション動画制作に必要な経費（企画制作費、掲載費、画像収集費、取材費等）
- ② 広告掲載に係る経費（取材費、広告制作費、広告掲載費等）
- ③ 記事掲載に係る経費（取材費、記事制作費、翻訳費、運用費・人件費等）
- ④ 情報拡散に係る経費（SNS広告費、KOL謝礼、facebookグループ連携費等）
- ⑤ その他諸経費

なお、再委託を予定している場合は再委託項目および再委託先への支払い予定金額を明記すること。

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版／両面とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

（例：メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。）

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
（担当：水谷） 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 令和3年6月30日（水）午後3時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(3) ヒアリング方法、日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3名までとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインミーティング（ZOOM）での出席可とする。

1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、訪日旅行再開後の誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

1 4. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

1 5. 再委託について

再委託の予定がある場合は、下記の要件を遵守すること。

また、再委託先の事業者名、住所、金額、業務範囲を記載し、予め当機構の承諾を得ること。

(1) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）
・・・再委託を行うことはできない。

(2) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し当機構の承諾を要する。

(3) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
・・・再委託に際し当機構の承諾を要さない。

1 6. その他

(1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。

(3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩